

# ～見つけよう区内店舗のいいところ～ がんばるお店応援キャンペーン 申請要項

## 1 趣旨

キャンペーン期間中、「値引き・おまけ」などの**消費者還元サービス**を実施する区内の店舗に対し、サービスに係る費用、仕入れ・電力・ガス・燃料費を含む原材料等の経費、**環境配慮・合理的配慮\***に係る経費を補助します。

※要項4Pに具体例を記載しています。

## 2 補助対象者

(1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業及び個人事業主であって、文京区内に店舗を有していること。

※ 個別の法律に規定される法人であって、資本金等の額又は常時使用する従業員の数が中小企業と同規模の者を含む。

(例：特定非営利活動法人、一般社団法人等)

(2) **店舗において**、小売、飲食、その他生活に必要なサービス等を提供していること

(3) 令和8年7月1日～9月30日の期間中に、消費者向けに割引等のサービスを実施すること

(4) (3)に加え、**店舗において、対外的に事業の周知を行うこと**

★ **上記全てを満たす場合、対象となります。**

## 3 補助対象経費・補助額

① **令和8年7月1日～9月30日の期間中**に実施した消費者還元サービス

(商品割引・サービス品の提供等)の還元金額相当にあたる費用 → **上限15万円**

② **区が書類を収受した日～キャンペーン終了まで**に店舗の

営業のために購入等した以下の経費

○原材料等経費（仕入費・電力・ガス・燃料費）の**10分の1** → **上限10万円**

○環境配慮に係る経費（具体的な事例は要項4Pを参照）の**2分の1**

○合理的配慮に係る経費（具体的な事例は要項4Pを参照）の**2分の1**

上記①②合計で**上限30万円まで補助（1店舗1回のみ）**

} → **上限5万円**

※1 1,000円未満の端数は切捨てとなります

※2 ②のみの申請はできません

※3 本事業以外の制度で補助を受けた、又は受ける見込みがある経費は対象となりません。

## 4 参加申請から補助金支給までの流れ

### ①参加申請

申請期間：令和8年5月18日(月)～6月24日(水)(当日消印有効)  
※期間後の申請は一切受付ができませんのであらかじめご了承ください。

3～4 ページ

### ②参加決定

参加申込受付後1～2週間ほどで送付

5 ページ

### ③キャンペーン

PR

参加決定後～店舗におけるキャンペーン終了まで

5 ページ

### ④消費者還元 サービス

実施期間：令和8年7月1日(水)～9月30日(水)  
※上記のうち、1か月以上を目安に任意の期間で実施

5 ページ

### ⑤事業報告

提出期間：令和8年7月27日(月)～10月15日(木)(当日消印有効)  
※店舗でのキャンペーンが終了した翌月15日までに提出してください。

6 ページ

### ⑥補助金支給

事業報告受付後1～2か月ほどでお振り込み  
※事業報告確認後、随時処理を行っておりますので、お振込日のお問い合わせはお控えいただきますようお願い申し上げます。

6 ページ

各項目の詳細は次ページ以降をご確認ください。

参加申請期間：令和8年**5月18日**（月）から**6月24日**（水）（当日消印有効）まで

※期間後の申請は一切受付ができませんのであらかじめご了承ください。

※キャンペーンを開始する2週間前までに申請書類を提出してください。

## 申請書類

① **補助金事前相談書**（別記様式第1号）→記入例を参考に作成をお願いいたします。

② **事業計画書**（別記様式第2号）

（ア）消費者還元サービスの実施内容、（イ）原材料等購入経費の購入計画を記入してください。

※紙での記入の際、両面印刷の場合は裏面もありますので、記入漏れのないようお願いいたします。

### （ア）消費者還元サービス

**実施期間：令和8年7月1日（水）～9月30日（水）**

※**上記期間内で1か月以上**を目安に、割引やおまけ等のサービスを実施してください。

サービス例1（販売商品の割引）

◆期間中、1,000円のお弁当を800円で300個販売する場合

1,000円（通常価格）－800円（割引後の価格）＝200円（還元金額相当分）

→200円×300個＝60,000円が補助金額となります。

※商品1つにつき、**割引上限は販売価格の20%まで**となります。

サービス例2（サービス品を提供）

◆5,000円の衣類品を購入した方に1,000円のトートバッグをサービスする場合

→1,000円×150個＝150,000円が補助金額となります。

※商品1つにつき、**サービス品の上限額は、販売価格の20%（販売価格が1,000円未満の場合は200円）まで**となります。

### （イ）原材料等購入経費

消費者還元サービスの実施に当たり、原材料の購入、店舗の営業に係る電力、ガス、燃料等に係る経費が発生した場合、補助の対象となります。

※クレジットカード等でお支払いの場合は、**引落日**が基準となります。

### （A）原材料等経費（経費の10分の1、上限10万円）

①食材、販売商品の仕入費、営業に必要な消耗品購入費、その他燃料（ガソリン等）購入費

※**参加申請書類一式を区に提出し、区が収受してからキャンペーンが終了するまでの期間に支払いが完了した経費**に限ります。

※**水道料金は対象外**です。

※販売価格が定められているものその他これに類するものは対象外です。

＜例＞新聞販売店による新聞の仕入れ、調剤薬局での保険適用となる医療用医薬品の仕入れ等

②店舗の電気代・ガス代

**領収書の使用名義・住所が店舗と一致する場合のみ対象**です。

※区が参加申請書類一式を収受した月からキャンペーンが終了した月分で、事業報告書類提出締切り日（キャンペーンが終了した月の翌月15日）までに支払いが完了したものが対象となります。

＜例＞事業計画書提出：6月10日、キャンペーン実施8月31日までの場合：6/1～9/15日の支払分が対象

## (B)環境配慮に係る経費（経費の2分の1、(C)と合算で上限5万円）

### ◆エコマーク等認証ラベルが付与されている**消耗品**

(参考) 環境省 環境ラベル等データベース <https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/touroku.html>

※サイト内の、リユース・リサイクルのための表示（分別回収を促進するための識別表示マーク等）は対象外です。

### ◆そのほか、区において環境配慮に係る経費として認めた消耗品

<対象経費例>

紙製容器、ティッシュペーパー、バイオマスレジ袋、環境配慮素材で作られたシャンプー 等

※補助対象経費は消耗品のみで、**設備等は対象外**となります。

※店舗の営業活動に必要な消耗品に限ります。



## (C)合理的配慮に係る経費（経費の2分の1、(B)と合算で上限5万円）

### ◆障害者の方の社会的障壁を除去するための消耗品・設備・備品等

### ◆そのほか、区において合理的配慮に係る経費として認めたもの

<対象経費例>

筆談ボード、杖ホルダー、ルーペ、可動式のテーブルや椅子、段差解消のためのスロープ設置等

※キャンペーンを実施する店舗での使用・設置分が対象となります。実施店舗以外の場所に使用・設置する場合は対象とはなりません。

※**施工を伴う場合**は事業計画書に記載のうえ、**施工前の写真、仕様書、設計図等書類を提出してください。**

## 補助金額例

<例1> 参加申請提出：5月20日・キャンペーン実施期間：7月1日から8月31日

5月20日から8月31日までに以下の支払が完了

食材：50万円 紙製容器：5万円 ⇒50万円×10分の1+5万円×2分の1 = 7万5千円が補助対象

<例2> 参加申請提出：5月30日・キャンペーン実施期間：7月1日から7月31日

食材：90万円(6月1日に50万円、8月1日に30万円の支払が完了(2か月分を翌月頭に支払い))

電力ガス：10万円(4～7月分、翌月15日に支払いが完了)

⇒50万円+10万円の60万円×10分の1 = 6万円が補助対象

食材等の経費は、「購入日」ではなく、「支払日」で判定するため、本例の8月1日支払いはキャンペーン終了後となるため対象外です。

電気ガスは3ページ目記載の通り、参加申請を提出した月の初日からキャンペーン実施終了後の翌月15日（本例では5月1日から8月15日）までの支払い分が対象です。

## (A)～(C)共通の注意事項

※購入経費の証明書類の提出が必要となります。各店舗にて経費に係る書類の管理をお願いいたします。

※**申請店舗分に係る経費のみ申請できます。**例えば、電気・ガス代について、申請店舗とは別住所に工場等がある場合でも、別住所の工場等にかかる電気・ガス代等は申請できません。

⇒店舗名・住所と請求書記載内容が異なる場合は「参加申請書類の提出時に」ご相談ください。

※ストック分の購入、電化製品など、キャンペーン期間中に消費することが見込まれないものや、厨房で使用する調理器具など、消費者に直接還元されないものは対象外です（合理的配慮に係る経費を除く）。

※クレジットカード等でお支払いの場合、**支払い分の口座引き落としが期間内かつ、カード名義人や引落し口座名義人が法人名・代表者氏名と異なる場合は、店舗分に係る経費と分かる証明がない限り、対象とすることはできません。**

※本事業以外の制度で補助を受けた、又は受ける見込みのある経費は補助対象となりません。

## ③ 環境配慮・合理的配慮に係る取り組みチェックリスト

◆店舗で実施している（実施予定の）環境配慮・合理的配慮に係る取り組みに✓をしてください（複数回答可）。

※記載いただいた内容は区HPにも掲載させていただきます。

#### ④ 店舗の営業実態が確認できる書類の写し（※いずれか1点）

- ◆直近の確定申告書の写し（店舗所在地が分かるページのみ）
- ◆営業許可証等の写し（例：飲食店営業許可、酒類販売業免許等）
- ◆上記いずれもない場合は、HP画面などの店舗所在地が確認できる書類の写しを提出

### ①～④の書類を全てご提出いただく必要があります。

※申請書類は返却いたしませんので、必要に応じて提出前に控えをお取りください。

専用フォームより電子申請が可能となっております。紙媒体での申請をご希望の場合は、申請書類は区HPからダウンロードしてください。

※インターネット環境がない場合は申請書類を送付しますので、コールセンターまでご連絡ください。

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/b012/p007852.html>



【区HP】

書類に不備がありますと参加決定まで時間がかかる場合がありますので、提出前に書類の見直しをお願いします。

【宛先】〒112-8555 文京区春日1-16-21 文京区経済課 がんばるお店応援キャンペーン担当

## 4-② 参加決定

申請内容を区で確認後、**1～2週間後**に以下の書類を店舗宛にお送りさせていただきますのでご確認ください。

- ①参加決定通知……………原材料等経費の計上は、通知に記載の「参加申請書類を区が収受した日」から可能です。
- ②実績報告書類一式……………キャンペーン終了後にご提出いただく書類となります。
- ③ポスター……………キャンペーン期間中、店外から見える位置に掲示してください。

## 4-③ キャンペーンPR

店舗様は、キャンペーン期間中に掲示して頂くポスターの用意と、店舗ホームページやSNSへの掲載など積極的な事業の周知をお願いします。

**対外的に事業を周知いただくことが補助金の支給要件となっております。景品表示法をはじめとする各種法令による広告規制等については、店舗の責任において遵守した上でご参加ください。**

また区では区内店舗紹介サイト「文京ソコチカラ」内の特設ページに、サービス内容および環境配慮・合理的配慮に係る取り組みを掲載します（特設ページ内への反映にはお時間をいただく場合があります）。



## 4-④ 消費者還元サービス

消費者の方向けに割引・おまけ等の消費者還元サービスを実施します。

令和8年**7月1日（水）**から**9月30日（水）**まで

※上記期間内で、店舗で任意に設定の**1～2か月程度の期間**

- (1)来店者に対し、申請しているサービスを実施してください。
- (2)サービス実施期間中は、区から送付しているポスターを店外から見える位置に掲示してください。
- (3)サービス実施による売上額・売上数などを管理してください（実績報告書に記載が必要です）。
- (4)サービス内容が変更になる場合やサービスが早期終了する場合は必ずコールセンターまでご連絡ください。

## 4-⑤ 実績報告

実績報告期間：令和8年7月27日（月）から

厳守

**店舗でのキャンペーンが終了した翌月15日**まで

(15日が土日祝日の場合は、翌平日まで)

(最終締切り(9月までキャンペーン実施の場合)：10月15日(木)(当日消印有効))

消費者還元サービス終了後、参加決定時に区から送付している実績報告書類を作成の上、報告期間内に郵送（簡易書留など追跡ができるものを推奨）で提出してください。

### ① 交付申請書兼請求書（別記様式第3号）

◆記入例を参考に作成をお願いいたします。

※シャチハタ及び修正テープの使用はできません。

### ② 事業報告書（別記様式第4号）

◆申請時に提出した事業計画書（別記様式第2号）に基づき、消費者還元サービスの実施内容、原材料等購入経費の実績を記入してください。

◆店舗で実施した環境配慮・合理的配慮に係る取り組みを記入してください。

※参加申請時に提出した「環境配慮・合理的配慮に係る取り組みチェックリスト」をもとに記載いただきますが、記載内容以外に取り組んだことがあれば次回事業実施時の参考とさせていただきますので、ぜひご記入ください。

### ③ 経費明細表

◆補助金として申請する全経費を経費明細表に記載してください。

◆参加申請書類を区が收受してからキャンペーンが終了するまでの期間に支払いが完了した経費が補助対象です。「区が收受した日」は、参加決定後に区から送付する通知書類に記載されますのでご確認ください。

◆経費明細表に記載する金額は、1円単位まで正確に記載してください。

### ④ 各経費の領収書の写し

◆7ページ目の「5 領収書の添付について」を参照の上、領収書の写しを提出してください。

☆合理的配慮に係る経費のうち、設備の購入を申請する店舗は以下の書類を追加でご提出ください。

### ⑤ 仕様書その他の設置後の設備の内容が確認できる書類の写し（マニュアルや型番が分かるもの）

### ⑥ 設置前・設置後の設備の写真

◆自宅を兼ねている場合は、店舗分と自宅分の境界が分かるように、引きで設備の写真を撮ってください。

実績報告書類は区ホームページからもダウンロードいただけます  
(令和8年7月21日以降) <https://www.city.bunkyo.lg.jp/b012/p007852.html>

【宛先】〒112-8555 文京区春日1-16-21 文京区経済課 がんばるお店応援キャンペーン担当

## 4-⑥ 補助金支給

実績報告書類の確認作業を行い、不備等がない場合にご指定の口座へ補助金を支給します。

実績報告受付後、**1～2か月ほど**でお振り込みさせていただきますが、実績報告が集中した場合や不備がある場合、補助金支給までにさらにお時間を要する場合があります。

お振り込み日が近づきましたら、区より交付決定通知を送付いたしますので、内容をご確認ください。

実績報告確認後、随時処理を行っておりますので、**お振込日のお問い合わせは原則対応しません。交付決定通知の送付をお待ちください。**

## 5 領収書の添付について

**領収書は必ず写しを提出してください。**

※区より問い合わせる場合があるため、原本は5年間大切に保管してください。

### 例1 仕入れ・電気代・ガス代・ガソリン代を申請する場合

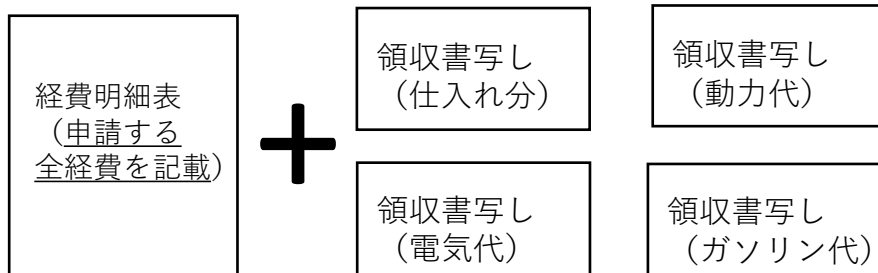
仕入れ：店舗で多く仕入れているものや高額なもの等、代表的な仕入れの領収書 **1枚**

電気代：申請期間内の領収書 **1枚（ひと月分）**

※動力電気を申請する場合は、動力電気の領収書を追加で **1枚（ひと月分）**

ガス代：申請期間内の領収書 **1枚（ひと月分）**

ガソリン代：任意の領収書 **1枚**

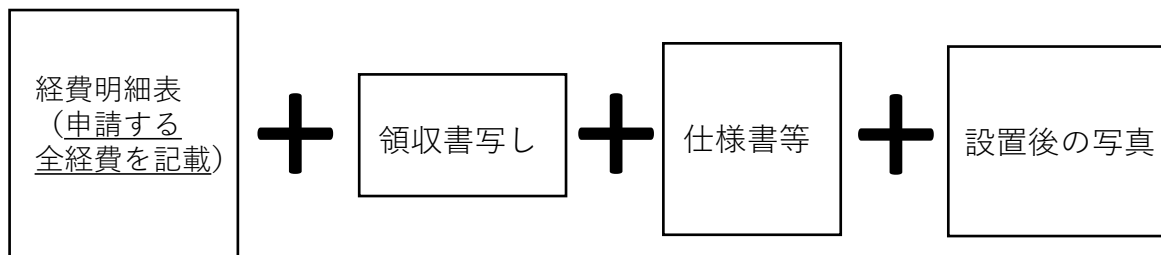


### 例2 合理的配慮に係る経費（設備）を申請する場合

設備：申請する設備の領収書

仕様書等：型番等、設備の詳細が記載された書類（マニュアル等でも可）

設置前・設置後の写真：店舗に設置されていることが確認できるよう、引きで撮られた写真

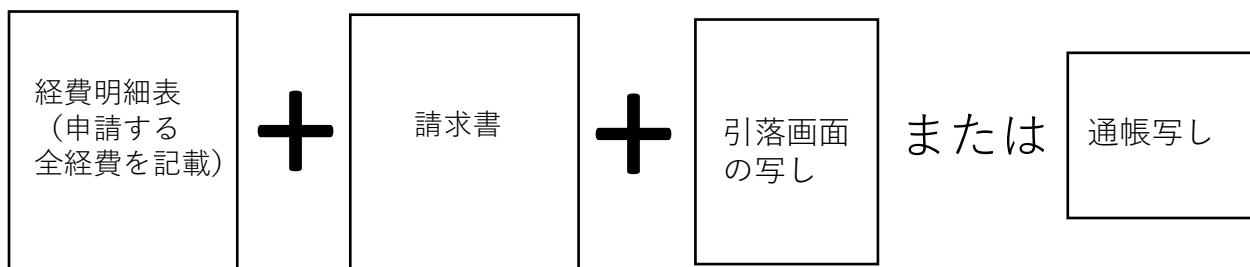


### 例3 領収書がない場合

領収書がない場合は、請求に基づく支払が客観的に明らかな書類をご提出ください。

(1)請求書+通帳写し

(2)クレジットカードの請求明細+支払画面のスクリーンショット など



### ※ クレジットカード払の場合

・クレジットカード払の場合は、必ず、**引落日を支払日**とします。**クレジットカードで購入した日ではありません**のでご注意ください。

・**クレジットカードの請求明細と引落日実績が分かる書類**（通帳の写し・引落日画面の写し等）をご提出ください。支払いが完了しているか確認させていただく必要があるため、**領収書の写しのみでは受付ができません**。

・電力・ガス代・ガソリン代も、クレジットカード払の場合は引落日が支払日となります。

## 6 その他

本補助金の交付決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、交付決定を取り消し、補助金支給後の場合、返還していただきます。

**がんばるお店応援キャンペーンコールセンター**  
※令和8年5月18日(月)～10月30日(金)まで開設

TEL. **070-3184-7502**  
(平日 10時～12時及び13時～17時)

### 区内店舗の皆様へ

## ～文京区のお店紹介サイト～ 『文京ソコチカラ』にご登録ください

文京区内の店舗等の情報を文京区ホームページの『文京ソコチカラ』に掲載しています。

現在、800を超える店舗が登録しており、登録は無料です。「～見つけよう区内店舗のいいところ～がんばるお店応援キャンペーン」の申請に関わらず登録可能ですので、店舗のPRにぜひご活用ください。

本補助金については、文京ソコチカラ内「～見つけよう区内店舗のいいところ～がんばるお店応援キャンペーン特設ページ」において、店舗名・消費者還元サービス内容・社会的課題に対する取り組みを掲載します。

さらに『文京ソコチカラ』に本登録いただければ、店舗様ごとの紹介ページが作成でき、よりPRの幅が広がります。本登録をご希望の場合は、無料で登録が可能ですので、お店のPRとしてぜひご登録ください！

本補助金のほか、様々なキャンペーン情報等もすばやく入手できます。ぜひこの機会にご登録ください。

店舗ご紹介ページURL

<https://www.bunkyosokojikara.com/shops>

登録用ページURL

<https://www.bunkyosokojikara.com/register>



【店舗ご紹介ページ】



【登録用ページURL】